

## ○R7猫の不妊・去勢に対する補助等事業実施状況(R7.6時点)

No.	市町村名	補助対象となる動物	補助対象者	補助金額	開始年度
1	山形市	①多頭飼育崩壊や日常的な屋外飼養により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫 ②飼い主のいない猫	市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは住所を有する団体 ※上記の(1)の場合は、「山形市動物愛護センターが行う適正飼養の講習(譲渡前講習会を含む。)を受講済みであるもの」という条件も付す。	【上限額】不妊手術 10,000円、去勢手術 5,000円	令和2年度
2	米沢市	市内に生息する次の猫 ①多頭飼育や日常的な屋外飼育により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫 ②飼い主のいない猫	市内に住所を有する個人又は市内に事業所若しくは代表者の住所を有する団体等	次のいずれか低い額以内の額 ① 補助対象経費の2分の1に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ② 不妊手術(雌)1万円/匹上限、去勢手術(雄)5千円/匹上限とする額	令和6年度
3	酒田市	飼い主のいない猫	補助金の申請日の属する年度の前年度に市内でTNR活動を実施しており、次年度以降も継続的に実施できる団体	1,000,000円/団体 (ただし、区分2については、区分1に係る補助金の額を上限)	令和6年度
4	寒河江市	・市内に生息している飼い主のいない猫 ・不適切な飼育が原因で、市内で多頭飼育猫されている猫	市内に住所を有する個人、市内に事務所又は住所を有する団体	メス: 10,000円 オス: 5,000円 補助対象経費が上限額に満たないときは補助対象経費の額とする。	令和元年度
5	上山市	・不適正飼育により多頭飼育崩壊している状態の猫 ・日常的な屋外飼育により近隣住民から苦情が寄せられている猫 ・飼い主がいない猫	県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとする者(市内に住所を有する個人、事業所を有する団体、地区会等)	不妊手術(メス): 対象経費の2分の1(上限1万円) 去勢手術(オス): 対象経費の2分の1(上限5千円)	令和6年度
6	村山市	・市内に生息する飼い主のいない猫 ・多頭飼	市内に在住する者又は住所を有する団体	・メス10,000 ・オス5,000 多頭飼かつ住民税非課税世帯又は市内各地域まちづくり協議会や団体等が実施した場合 ・メス20,000 ・オス10,000	令和6年度
7	長井市	猫(保護猫及び飼い猫)	次の①②いずれも該当する者。 ①飼い猫又は市内に生息する飼い主のいない猫に手術を受けさせた者。 ②手術した猫の耳先をV字カットした者	オス(去勢手術) 5,000円 メス(不妊手術) 10,000円	令和3年度
8	天童市	市内に生息する次の猫 ・飼い主のいない猫 ・市長が多頭飼育崩壊と認める飼い猫 ・日常的な屋外飼養により苦情が寄せられている飼い猫	県内の動物病院で対象猫に手術を受けさせる次の者 ・市内に住所を有する者 ・市内に事業所を有し、又は所在する団体 ・対象猫を一時的又は継続的に保護し、譲渡先を探す活動を行っている者	飼い猫: 補助対象経費の1/3(上限オス5,000円、メス8,000円) 飼い主のいない猫: 補助対象経費(上限 オス8,000円、メス14,000円)	令和4年度

## 参考資料2

No.	市町村名	補助対象となる動物	補助対象者	補助金額	開始年度
9	東根市	市内に生息する下記のいずれかの猫 ・不適正な飼育原因により、多頭飼育崩壊であると市長が認める飼い猫 ・日常的な屋外飼養により、近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫 ・近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い主のいない猫	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所を有し、又は所在する団体 ただし、市税等を滞納している者又は団体を除く	去勢手術:5,000円 不妊手術:10,000円	令和5年度
10	南陽市	苦情が寄せられている飼い猫 市内に生息する飼い主のいない猫	市内に在住する者又は住所を有する団体	メス:11,000円 オス:5,500円	令和4年度
11	山辺町	飼い猫・飼い主のいない猫	町内に住所を有する者又は町内に事務所若しくは住所を有する団体	不妊手術1件につき8,000円又は去勢手術1件につき5,000円を上限。ただし、飼い猫については補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は不妊手術1件につき8,000円若しくは去勢手術1件につき5,000円のいずれか低い額	令和4年度
12	中山町	飼い主のいない猫 多頭飼育猫	町内に住所を有する者又は町内に事務所若しくは住所を有する団体	不妊手術1件につき10,000円又は去勢手術1件につき5,000円を上限。ただし、多頭飼育猫については補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は不妊手術1件につき10,000円若しくは去勢手術1件につき5,000円のいずれか低い額	令和6年度
13	河北町	・飼い猫 ・飼い主のいない猫 ・多頭飼育猫(不適正な飼育原因により、町内において複数頭が特定の者又は団体等の管理下に置かれており、町長が多頭飼育されていると認めた猫)	町内に住所を有する者(同一の猫を対象に県、国その他団体から同様の補助を受ける者及び當利を目的として猫を飼養している者は交付対象外)	・飼い猫 不妊去勢手術に要する経費に3分の1を乗じて得た額又はメス10,000円、オス5,000円のいずれか低い額(100円未満切り捨て) ・飼い主のいない猫・多頭飼育猫 不妊去勢手術に要する経費又はメス10,000円、オス5,000円のいずれか低い額(100円未満切り捨て)	令和4年度
14	西川町	・飼い猫 ・飼い主のいない猫 ・多頭飼育猫	町内に住所を有する者又は町内に事務所若しくは住所を有する団体	不妊手術1件につき10,000円又は去勢手術1件につき5,000円を上限とする。 ただし、飼い猫については補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は不妊手術1件につき10,000円若しくは去勢手術1件につき5,000円のいずれか低い額とする。	令和5年度
15	朝日町	飼い猫、飼い主のいない猫、多頭飼育猫	町内に住所を有する者及び団体、又は県内に住所を有する動物保護活動団体	・不妊手術1件につき上限 10,000円 ・去勢手術1件につき上限 5,000円 ※補助対象経費が上限に満たないときは、補助対象経費の額とする。 ※飼い猫については、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額、又は不妊手術1件につき10,000円若しくは去勢手術1件につき5,000円のいずれか低い額とする。	令和4年度
16	大江町	猫	町民	野良猫 不妊:10,000円 去勢:5,000円 飼猫 不妊:8,000円 去勢:5,000円	令和4年度

## 参考資料2

No.	市町村名	補助対象となる動物	補助対象者	補助金額	開始年度
17	金山町	町内に生息する猫	町内に住所を有する個人、団体、その他認める者	オス:5,000円 メス:10,000円	令和6年度
18	舟形町	①飼い猫 ②多頭飼育崩壊が疑われる飼い猫、苦情が寄せられている飼い猫、飼い主がない猫	①町内に在住する個人 ②町内に住所を有する団体	①オス:5,000円 メス:10,000円 ②補助対象経費の額	令和6年度
19	大蔵村	・不適正な飼育原因により、多頭飼育崩壊であると村長が認める飼い猫 ・日常的な屋外飼養により、近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫 ・近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い主のいない猫	・村内に住所を有する者 ・村内に事務所を有し、又は所在する団体 ・その他村長が必要と認める者	不妊手術 1件につき14,000円上限  去勢手術 1件につき7,000円上限	令和6年度
20	戸沢村	村内に生息する次の猫 ・多頭飼育崩壊であると村長が認める猫 ・日常的な屋外飼養により苦情が寄せられている飼い猫 ・飼い主のいない猫	・村内に住所を有する者 ・村内に事務所を有し、又は所在する団体	メス:10,000円 オス:5,000円	令和6年度
21	高畠町	苦情が寄せられている飼猫 町内に生息する飼い主のいない猫	町内に在住する者又は町内に住所を有し山形県知事から委嘱された動物愛護推進員が所属する団体	【避妊手術への補助】 個人(メス:10,000円、オス:5,000円) 団体(メス:11,000円、オス:5,500円) 【動物愛護団体等への活動経費】 予算の範囲内	令和5年度
22	白鷹町	・飼猫 ・町内に生息する飼い主のいない猫 ・不適切飼育により苦情が寄せられている飼猫	町内に住所を有する者又は団体	メス:5,000円 オス:3,000円	令和6年度
23	庄内町	町内に生息する飼い主のいない猫	町内在住者又は町内で活動する団体(代表者が町内在住者又は町内に事務所若しくは事業所を有する団体)	メス:14,000円 オス:7,000円	令和5年度
24	遊佐町	①町内で飼養している猫(飼い猫) ②町内に生息している飼い主のいない猫(野良猫)	町内在住者	【飼い猫】 オス:5,000円 メス:8,000円 【飼い主のいない猫】 オス:7,000円 メス:14,000円 ※どちらも手術費が補助金額に満たない場合は、手術費を補助金額とみなす。	平成28年度